

旅館、ホテル、風俗営業、興行場、公衆浴場及び住宅宿泊事業の営業に伴う 「消防法令適合通知書」の交付について

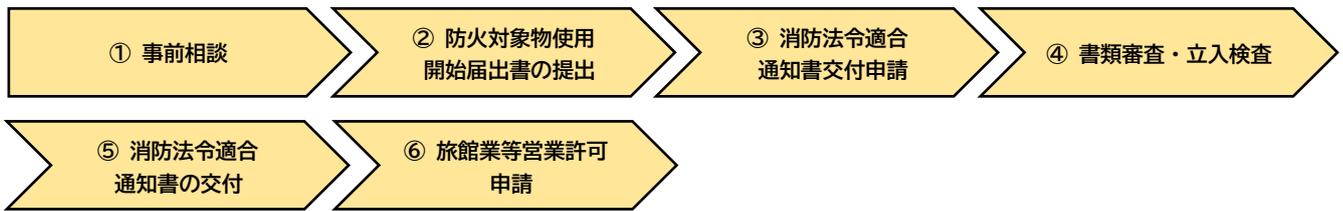
1 消防法令適合通知書とは

旅館、ホテル、風俗営業、興行場、公衆浴場及び住宅宿泊事業に関する法令等に基づく許可、登録、指定及び届出等の申請を管轄する行政機関に対して行う場合に、添付される書類の一つとなっています。

消防法令適合通知書交付申請書に基づき、書類審査及び立入検査を実施して、建物に関する消防用設備等の設置・維持管理状況や防火管理者の選任状況などが消防法令に適合する場合、消防法令適合通知書を交付します。

2 消防法令適合通知書交付までのフロー

消防法令適合通知書交付までの流れは以下のとおりです。



項目	内容
① 事前相談	広島市内で営業を予定されている方は、健康福祉局保健部環境衛生課(以下「環境衛生課」という。)に、広島市内以外で営業を予定されている方は、広島県食品生活衛生課生活衛生グループ(以下「食品生活衛生課」という。)に事前相談を行った後、各消防署予防課へ事前連絡の上、函面等を持参して消防法令適合通知書交付のための事前相談をしてください。
② 防火対象物使用開始届出書の提出 ※ 不要となる場合があります。	防火対象物の使用及びその使用内容(用途の変更、建物の増改築、消防用設備等や関係者の変更)を変更する場合は、提出が必要です。 ※ 設置する設備(消防用設備等を含む)の種類、個数等によってはその他の届出が必要となる場合があります(以下5参照)。 ※ 防火管理者の選任義務の有無、消防用設備等の設置に関しては申請部分以外の情報も必要となりますのであらかじめ所有者等に確認してください。
③ 消防法令適合通知書交付申請	消防法令適合通知書交付申請書に必要書類を添付(※以下3参照)してご提出ください。
④ 書類審査・現地検査	申請書類等に基づき、建物に関する消防用設備等の設置・維持管理状況や防火管理者の選任状況などが消防法令に適合しているかを書類及び現地検査により審査します。
⑤ 消防法令適合通知書等の交付	消防法令に適合している場合は、「消防法令適合通知書」を、適合していない場合は、「回答書」を交付します。
⑥ 旅館業等営業許可申請 または住宅宿泊事業届出	旅館業法、公衆浴場法及び興行場法に基づく営業を行うには、環境衛生課に営業許可申請が、住宅宿泊事業を行うには届出が必要です。 ※ 申請(届出)先 広島市内で営業を予定されている方 ~ 環境衛生課 広島市内以外で営業を予定されている方 ~ 食品生活衛生課

3 申請に必要な添付書類

消防法令適合通知書交付申請書には、以下の書類を添付してください。

なお、広島市内で営業を予定されている場合において、環境衛生課から審査済書を交付されている場合は当該書類の写しを添付してください。

- ・ 付近見取り図
- ・ 建物配置図
- ・ 寸法入りの平面図

※1 上記書類のほか、申請された建物の状況等によって他の資料の添付を求める場合があります。

※2 添付書類については、防火対象物使用開始届出書等、消防法令に基づく他の届出書と重複する場合は省略できることがあります。

4 提出部数

正副2部提出してください。

5 消防法令への適合状況の審査に関する届出

消防法令適合通知書の交付を受けるためには、「防火対象物使用開始届出書（上記2②参照）」の他に、以下の書類等が必要となる場合があります。

なお、以下の書類等が必要となった場合で、届出等がされていない場合は消防法令適合通知書の交付はできませんので留意してください。

- ・ 防火管理者選任（解任）届出書
- ・ 防火に係る消防計画作成（変更）届出書
- ・ 自衛消防訓練通知書
- ・ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
- ・ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書
- ・ 火を使用する設備の設置届出書
- ・ その他（詳細については所轄消防署予防課に相談してください。）

6 申請書・届出書等の様式

各種様式は、広島市ホームページ「[消防関係申請届出用紙](#)」からダウンロードしてください。

7 営業許可等の手続きについて

以下のリンク先を確認してください。

(1) 広島市内で営業を予定されている（広島市ホームページ）

- ・ 旅館業 …… [「旅館業の手続きや管理について」](#)
- ・ 興行場 …… [「興行場の手続きや管理について」](#)
- ・ 公衆浴場 …… [「公衆浴場の手続きや管理について」](#)
- ・ 住宅宿泊事業 …… [「住宅宿泊事業の手続きについて」](#)

(2) 広島市内以外で営業を予定されている方（広島県ホームページ）

- ・ 旅館業 …… [「旅館業を始めるには」](#)
- ・ 興行場 …… [「興行場を始めるには」](#)
- ・ 公衆浴場 …… [「公衆浴場を始めるには」](#)
- ・ 住宅宿泊事業 …… [「住宅宿泊事業（民泊）を行う皆様へ」](#)

8 お願い

円滑に申請を進めていくために、所轄消防署予防課に事前相談をお願いします。

また、事前相談にお越しになる際には、担当者不在等による皆様へのご負担を避けるためにも、お電話で事前予約されることをお勧めします。

9 お問合せ先

ご不明な点等がある場合は、所轄消防署予防課へご相談ください。

消防署名	住所	連絡先
中消防署予防課	中区大手町五丁目 20 番 12 号	082-546-3511
東消防署予防課	東区光町二丁目 12 番 6 号	082-263-8401
南消防署予防課	南区的場町二丁目 5 番 14 号	082-261-5181
西消防署予防課	西区都町 43 番 10 号	082-232-0381
安佐南消防署予防課	安佐南区緑井一丁目 10 番 3 号	082-877-4101
安佐北消防署予防課	安佐北区可部南四丁目 26 番 13 号	082-814-4795
安芸消防署予防課	安芸郡海田町堀川町 3 番 12 号	082-822-4349
佐伯消防署予防課	佐伯区五日市中央七丁目 25 番 18 号	082-921-2236